

令和元年度 第1回 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 次第

日時：令和2年1月17日（金）
午前10時～正午
場所：京都市聴覚言語障害センター研修室

1 開 会

2 テーマ等

- (1) 「施策の推進方針」に基づく事業の進捗
- (2) 現推進方針の総括
- (3) 次期推進方針の策定
- (4) 意見交換

3 閉 会

《配布資料》

- (1) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- (2) 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱
- (3) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針
- (4) 委員名簿
- (5) 議題資料
 - 資料1 現行の推進方針に基づく取組実績及び次期推進方針における取組の方向性（案）について
 - 資料2 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針の改定について

○京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

平成28年3月31日

条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団

体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

(目的)

第1条 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下、「京都市手話言語条例」という。）第8条に規定する推進方針等についての協議の場を「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下、「懇話会」という。）として開催し、その運営に関し必要な事項を定める。

(内容)

第2条 懇話会は、次の事項について意見や助言を聴取し、又は意見交換を行う。

- (1) 京都市手話言語条例に規定する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針に関すること。
- (2) 手話に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他手話や、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者に関すること。

(構成及び委員)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）並びに学識経験者等で構成し、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 構成団体から推薦されて懇話会に参画する者
- (2) 保健福祉局長が指名する学識経験者
- (3) 市民公募委員

2 構成団体は、委員として推薦する者の役職・氏名を事前に座長に報告する。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から京都市保健福祉局長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の開催)

第5条 懇話会は、原則として年1回から2回程度開催する。

- 2 懇話会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に第3条に掲げる委員以外の関係者を出席させ、その意見等を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

(補則)

第7条 この要綱で別に定めるとされている事項その他懇話会の運営に必要な事項については、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(別表)

京都市聴覚障害者協会
特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会
京都市手話通訳問題研究会市内班
京都手話学習会「みみずく」
立命館大学手話サークル「歩む会」
京都市要約筆記サークル「かたつむり」
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
京都府立聾学校
聴言センター家族会
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
京都市小学校長会
京都市PTA連絡協議会

京都市手話言語がつなぐ心豊かな
共生社会を目指す条例に基づく
手話に関する施策の推進方針

平成29年3月
京都市

I	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
II	施策の推進方針について	2
参考	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	7
	京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿	11

[用語説明]

当事者：ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者等聴覚に障害のある方で、手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で、手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより、人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくいですが、聴力が残っている方。

* 個人によって聴こえの程度は様々。また、「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで、手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であることの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようになるため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容）を定めます。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

この推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に策定しました。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間とします。

平成32年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学习や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供

- ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【充実】

② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

- ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【新規】
- ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【充実】
- ・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。【新規】

③ 市民等が手話を学習する機会の提供

- ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- ・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
- ・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【充実】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

- ・ 豊学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。【継続】
- ・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】
※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験などを、障害者団体と学校が協働で実施する市の事業）
- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【新規】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【新規】
- ・ 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
- ・ 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】

※ 教材や学習指導案等，授業で活用できる資料や研修・授業映像等，校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト

- ・ カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い，学校での授業づくりをサポートする。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が，可能な限り手話により情報を取得，または，コミュニケーションをすることができるよう，ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて，利用料無料で手話通訳者を派遣する。【継続】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて，手話通訳等の派遣コーディネイト，手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等，当事者が利用する機会の多い窓口には，手話通訳嘱託員を配置する。【継続】
- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。【新規】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について，手話による情報発信を促進する。【新規】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【充実】
- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」への手話研修を実施する。【継続】

※ 国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。

- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し，観光事業者等に配布する。【新規】

- ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進める。【新規】
- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【新規】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【新規】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- ・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【新規】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【新規】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】
- ・ 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する。【新規】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

- ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】

② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備

- ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会において進捗状況の把握や新たな課題等の点検を行います。

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等
芦田 雅哉	京都府立聾学校校長
岩城 宏允	京都市聴覚言語障害センター所長
浦谷 泰弘	市民公募委員
大澤 彰久	京都市PTA連絡協議会会長
音川 真由美	京都手話通訳問題研究会市内班班長
河崎 佳子	神戸大学教授
北見 貴志	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
栗林 純子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」広報局長
志藤 修史	大谷大学教授
城野 健司	京都市小学校長会副会長（北醍醐小学校校長）
高島 通隆	聴言センター家族会会長
橘 知里	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
寺田 玲	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 （京都市健康長寿企画課地域福祉推進専門官）
中山 昌一	京都市聴覚障害者協会会長
橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長
兵庫 美砂子	京都府立医科大学
渡辺 久美	京都手話学習会「みみずく」事務局長

<p>わりを通じた手話に触れる機会の提供</p>					
<p>まつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。</p>					
<p>イベント数：13イベント 829名</p>	<p>・出展イベント数：11イベント ・体験者数：643名</p>	<p>・出展イベント数：9イベント ・体験者数：544名（12月末現在）</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>出展を継続する。</p>
<p>リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進</p>					
<p>内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話に関する情報を提供する。</p>					
<p>るページを新設し、条例やリーフレット学習番組を紹介</p>	<p>・しゅわしゅわ京都の映像をアップロード</p>	<p>・しゅわしゅわ京都の映像をアップロード</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・手話言語条例の手話に向けて取り組む</p>
<p>聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法(手話講座や自主的サークル等)を紹介したリーフレットを作成する。</p>					
<p>月発行(7,000部印刷) 所、聴覚言語障害センター等で</p>	<p>・リーフレットの継続配布</p>	<p>・リーフレットの継続配布</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・リーフレットの継続</p>
<p>ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。</p>					
<p>番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(平成29年7月25日～9月12日4日。毎週火曜日午後8時55分から全10回)</p>	<p>・手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(平成30年10月2日～12月4日。毎週火曜日午後8時55分から全10回)</p>	<p>・手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(令和元年11月～令和2年1月。毎週火曜日午後8時55分から全10回)</p>	<p>【実施】</p>	<p>【終了】</p>	<p>・市民が気軽に手話に役割を果たしたため更に活用が更に増え、交換</p>
<p>手話を学習する機会の提供</p>					
<p>が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための</p>					
<p>講座」の開催(13名受講) イベント手話講座」の開催(47名受講)</p>	<p>・「手話講座」の開催(15名受講) ・「ワンポイント手話講座」の開催(35名受講)</p>	<p>・「手話講座」の開催(10名受講) ・「ワンポイント手話講座」の開催(予定)</p>	<p>【実施】</p>	<p>【充実】</p>	<p>・「手話講座」の内容による一定のコミュニケーション職員を養成する。</p>
<p>手話科目設定 職員研修」(236名受講) 基本理念研修」(381名受講)</p>	<p>・以下研修で手話科目設定 「新規採用職員研修」(238名受講) 「公務員基本理念研修」(354名受講) 「新任主任級職員研修」(182名受講)</p>	<p>・以下研修で手話科目設定 「新規採用職員研修」(263名受講) 「公務員基本理念研修」(335名受講予定) 「新任主任級職員研修」(266名受講)</p>			
<p>とのない市民向けの手話体験の講座を開催する。</p>					
<p>体験講座の開催 10月11・18・25日 ボランティアセンター(18名受講)</p>	<p>・手話入門体験講座の開催 ① 平成30年6月16・23・30日 京都ラポール(33名受講) ② 平成30年9月29日、10月6・13日 西文化会館ウェスティ(16名受講) ③ 平成30年9月7・14・21日 醍醐交流会館(12名受講)</p>	<p>・手話入門体験講座の開催 ① 令和元年9月19・26日、10月3日 北文化会館(16名受講) ② 令和元年9月21・28日、10月5日 全国手話研修センター(16名受講) ③ 令和元年10月4・11・25日 ひと・まち交流館京都(10名受講)</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して開催</p>
<p>手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。</p>					
<p>(入門・基礎)の開催 11日～8月24日(16回) 7日～翌2月1日(20回) 基礎とも年1⇒2クールに充実 者数：116名 予定者数：80名</p>	<p>・手話講座(入門・基礎) 入門：5月10日～8月30日(16回) 基礎：9月6日～翌1月31日(20回)※各木曜 ※ 昼(午後1時～3時)夜(午後7時～9時) ・入門修了者数(昼：44名・夜：84名) ・基礎修了者数(昼：39名・夜：70名)</p>	<p>・手話講座(入門・基礎) 入門：5月9日～8月29日(16回) 基礎：9月12日～1月30日(20回)※各木曜 ※ 昼(午後1時～3時)夜(午後7時～9時) ・入門修了者数(昼：42名・夜：68名) ・基礎修了者見込数(昼：34名・夜：49名)</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して開催</p>
<p>に向けた学校教育の場での理解促進</p>					
<p>学校の児童生徒の交流学習を実施する。</p>					
<p>ととの交流学習を実施</p>	<p>・継続して実施</p>	<p>・継続して実施</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して実施</p>
<p>当事者との手話の体験・交流学習(ほほえみ交流活動支援事業)や手話学習への講師派遣事業を実施する。</p>					
<p>交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 交流学習 15件 出前講演 1件 講師派遣事業 18件</p>	<p>・ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 手話体験・交流学習 5件 出前講演 1件 講師派遣事業 17件</p>	<p>・ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 手話体験・交流学習 5件 講師派遣事業 20件(12月末時点)</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して実施</p>
<p>手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。</p>					
<p>月発行(18,000部印刷) ～中学3年生及び教職員等に配布</p>	<p>・継続して実施</p>	<p>・継続して実施</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して実施</p>
<p>で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。</p>					
<p>歌われる歌やあいさつなど学校で日常的によくある場面等を手話でビデオ教材を作成し、総合教材ボード掲載</p>	<p>・継続して活用</p>	<p>・継続して活用</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して活用</p>

シメントとなる「モデル授業」の作成し、学校における取組の	・継続して掲載	・継続して掲載	【実施】	【継続】	・継続して掲載
発支援センターに手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。					
ト、手話ソング、手話で歌う教 関連書籍を配架・貸出	・継続して実施	・継続して実施	【実施】	【継続】	・継続して実施
取得する機会の拡大に関すること。					
報取得等に関する支援の促進					
に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。					
4,268件	・派遣件数：4,448件	・派遣件数：3,444件（12月末時点）	【実施】	【継続】	・継続して実施
障害センターにおいて、手話通訳等の派遣コーディネイト、手話の入った視覚資料の貸出を行う。					
120件	・貸出件数：113件	・貸出件数：65件（12月末時点）	【実施】	【継続】	・継続して実施
緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。					
				【新規】	・救急搬送等の緊急時 ついて、消防・警察・ 強化
ける手話での情報取得等の機会の拡大					
リハビリテーション推進センター等、当事者が利用する機会の多い窓口、手話通訳嘱託員を配置する。					
している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。					
12名 ：16箇所（各区役所、支所等） （1月末時点）：7,138件	・配置人数：12名 ・配置箇所数：16箇所（各区役所、支所等） ・通訳件数：6,802件	・配置人数：10名 ・配置箇所数：16箇所（各区役所、支所等） ・通訳件数（11月末時点）：5,029件	【実施】	【継続】	・設置通訳者を継続し い、会計年度任用職員 ・遠隔手話サービス等 いて、学習する機会を ・設置通訳者不在時の
について内部検討	・遠隔手話サービスについて、事業者ヒアリングを実施	・京都市聴覚障害者協会、（福）京都聴覚言語障害者福祉協会と対応を協議	【一定の方向性のあるもの】	【継続】	
に掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。					
例の手話動画の作成を検討	・懇話会にて、改めて意見を聴取	・具体化に向けた予算の精査等	【継続検討】	【継続】	・手話言語条例の手話 に向けて取り組む
におけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。					
配置に係る依頼文を发出	・継続して依頼	・継続して依頼	【実施】	【継続】	・継続して依頼
会中継に手話通訳を導入する。					
月に、本会議及び予算・決算特 総括質疑のインターネット議会 及び録画放映）に手話通訳を導	・継続して実施	・継続して実施	【実施】	【継続】	・継続して実施
て、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。					
				【新規】	・当事者団体や聴覚言 災担当部署等の関係機
ける手話での情報取得等の機会の拡大					
はじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ」への手話研修を実施する。					
月28日、観光施設の事業者及び っておられる方を対象に、「京 し手話実地研修会」を二条城で 名、参加者40名）	・平成30年10月10日、観光施設の事業者及び 接客業関係者を対象に「京都市おもてなし手 話実地研修会」を二条城で開催（参加者16 名）	・令和元年12月11日、観光関係事業者（博物 館・美術館・宿泊・タクシー等）を対象に 「聴覚障害がある人とのコミュニケーション 」をテーマに、手話研修を実施（参加者23 名）	【実施】	【継続】	・継続して実施
客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。					
月、「おもてなし手話イラスト 紙）を京都ユニバーサル観光ナ ジに掲載	・継続して掲載	・継続して掲載	【実施】	【継続】	・継続して掲載
業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組みの整備に向けた検討を進める。					
仕組みについて内部検討	・聴覚言語障害センターにおいて、講師紹介 を実施	・継続して実施	【一定の方向性のあるもの】	【充実】	・市民生活と密着した を対象とする研修会の
消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。					
したリーフレットに、手話通訳 に関する内容を掲載	・継続して掲載	・継続して掲載	【実施】	【充実】	・消防局等の関係機関 連携を活かした情報提
ページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。					
方向性について内部検討 視点での実施の必要性)	・取組の方向性について内部検討	・KBS京都に対して、手話情報番組の制作 の充実を依頼	【実施】	【継続】	・継続して実施
活用と情報取得等の手段の導入に向けた検討					

に障害のある乳幼児、児童生徒含む)やその家族等への啓発及び情報提供					
止施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、リーフレット等により提供する。					
<p>したリーフレットに、手話の意に触れることのできる聴覚障害児デザイナーサービス等について掲載</p>	<p>・継続して実施</p>	<p>・継続して実施</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して実施</p>
保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して、理解促進に向けた研修会を実施する。					
				<p>【新規】</p>	<p>・新たに研修会を実施</p>
の家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進					
しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。					
<p>難聴者向け手話講座の開催 9月21日(10回) 延448名</p>	<p>・中途失聴・難聴者向け手話講座の開催 9月4日～11月27日(9回) 受講者数：延286名</p>	<p>・中途失聴・難聴者向け手話講座の開催 9月5日～11月28日(10回) 受講者数：延270名</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して開催</p>
語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。					
<p>件数：486件 来所者数：372名 等</p>	<p>・一般相談件数：1,040件 ・聴力検査来所者数：341名 等</p>	<p>・一般相談件数：863件(12月末現在) ・聴力検査来所者数：312名(12月末現在) 等</p>	<p>【実施】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して実施</p>
手話ボランティア(軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。)による活動について検討する。					
<p>及び方法を内部検討</p>	<p>・懇話会にて、改めて意見を聴取</p>	<p>・懇話会にて、改めて意見を聴取</p>	<p>【継続検討】</p>	<p>【継続】</p>	<p>・継続して検討</p>
保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。					
確保に向けた養成事業の充実					
必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。					
<p>月～養成講座実施 者数：24名 者数：24名 者数：15名 したリーフレットに、手話通訳について掲載</p>	<p>・手話通訳者養成講座実施 (基本編 5月～11月 月曜) 修了者数：22名 (応用編 5月～12月 日曜) 修了者数：20名 (実践編 5月～11月 火曜) 修了者数：26名</p>	<p>・手話通訳者養成講座実施 (基本編 9月～2月) 修了者見込数：33名 (応用編 5月～12月) 修了者数：15名 (実践編 5月～8月) 修了者数：19名</p>	<p>【実施】</p>	<p>【充実】</p>	<p>・手話通訳をはじめと行う者を養成する講座周知の取組を充実</p>
が活動しやすい環境の整備					
報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。					
<p>と要約筆記者の派遣時間に係る</p>	<p>・継続して検討</p>	<p>・(福)京都聴覚言語障害者福祉協会と協議</p>	<p>【一定の方向性のあるもの】</p>	<p>【充実】</p>	<p>・手話通訳者の派遣時から実働時間に改め、支給</p>

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針の改定について

1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について

本市においては、平成28年3月に「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下「手話言語条例」という。）が、市会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定され、同年4月1日から施行されています。

手話言語条例は、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会の実現を目的とし、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念や、本市、市民及び事業者の役割、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項などを定めています。

2 手話言語条例における手話に関する施策の推進方針について

手話言語条例第7条第1項において、市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」を定めることとされており、同条第2項において次に掲げる事項を定めることとされています。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について

手話言語条例第8条において、市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聞くための協議の場を設けることが定められており、本市においては、このための「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置しています。

4 推進方針の内容

(1) 概要

手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、手話言語条例第7条第2項に定める事項（上記2参照）について、取組の方向性及び新規実施、充実、従前から継続する施策とその具体的内容を定めています。

(2) 懇話会の意見聴取

推進方針は、手話言語条例第8条に基づき、懇話会での議論を基に策定しています。

(3) 取組期間

平成29年4月から令和2年3月までの3年間

また、令和2年度以降の取組方針等については、改めて懇話会で議論することとしています。

5 推進方針に基づく取組状況

(1) 取組概要

項目の区分	項目数	取組状況
ア 実施するとしたもの	28項目	・実施 27項目 ・継続検討 1項目
イ 検討するとしたもの	5項目	・一定の方向性のあるもの 4項目 ・継続検討 1項目

計33項目

(2) 取組状況について

ア 実施するとしたもの

(ア) 28項目のうち、27項目について具体的取組を実施しています。(個別の内容については資料1を参照)

(イ) 継続検討とした1項目は、次のとおりです。

<項目>

- ・市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。

<進捗等>

- ・当該項目については、今年度、必要な費用等の精査に着手しています。今後実施していくに当たり、手話化する行政情報については、まずは、当事者団体の皆様などから御提案いただいている手話言語条例の条文等から実施したいと考えており、御意見をお聴かせください。

イ 検討するとしたもの

(ア) 5項目のうち4項目については、一定の方向性について、今回の懇話会で御意見をお伺いし、その内容を次期推進方針に反映させていきたいと考えています。その項目及び内容は次のとおりです。

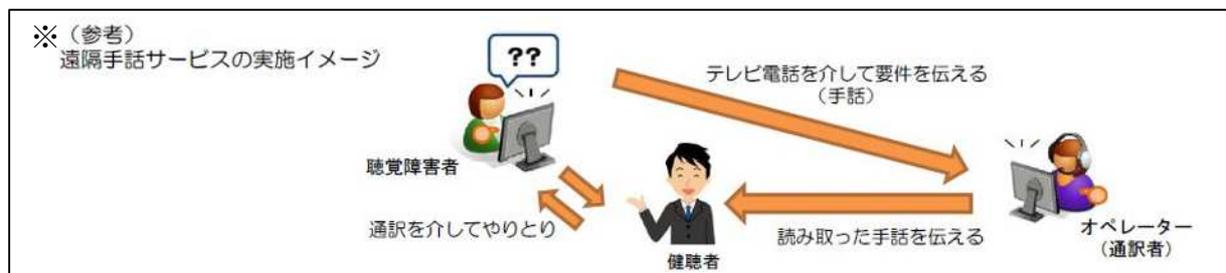
- a 区役所等に配置している手話通訳者の不在時の当事者への対応方法について検討する。

この取組については、検討を行う中で、遠隔手話サービス^{*}等の最新技

術の活用による対応を一つの案として考えておりますが、利用される方には高齢の方も多く、馴染みにくいといった側面があるとの御意見を踏まえ、まずは当事者団体の皆様をはじめとする関係者が体験、学習するといった機会を設けてまいりたいと考えています。

<一定の方向性>

遠隔手話サービス等の新たな技術等について関係者が体験、学習する機会を設ける。



- b 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組みの整備に向けた検討を進める。

この取組のうち、講師紹介の仕組みの構築については、京都市聴覚言語障害センターにおいて当該仕組みを構築し、講師派遣を実施しています。このため、手話研修について次のように実施したいと考えています。

<一定の方向性>

市民生活と密着した業種の企業、団体等を対象とする研修会を実施する。

- c タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス*等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら導入について検討する。

電話リレーサービスについては、平成30年から、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会において実施されており、本市においても遠隔手話サービスを実施する事業者のヒアリングを実施するなどしてきました。現在、国において、令和3年度から電話リレーサービスを通常の電話などと同様の公共的な社会基盤として、多くの方に利用いただけるよう提供することに向け検討が進められていることなどを踏まえ、その状況を注視したいと考えています。

<一定の方向性>

電話リレーサービスは、国において、令和3年度から電話リレーサービスを通常の電話などと同様の公共的な社会基盤として、多くの方に利用いただけるよう提供することに向け検討が進められており、その状況を注視する。また、遠隔手話サービスの導入については、新たな技術等について関係者が体験、学習する機会を設けることとしており、これを受けての関係者の御意見を踏まえて検討を進める。

※（参考）電話リレーサービスの実施イメージ



d 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。

本市の手話通訳者に対する報酬については、2時間以内を基本として時間の長短にかかわらず3,000円（ただし、1時間延長までは金額加算なし。また、交通費込み）としており、平均従事時間は約1.5時間となっています。

手話通訳者派遣を実施する社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と協議し、引き続き環境整備に向け検討していきたいと考えています。

<一定の方向性>

現在、報酬に含んでいる交通費について、別途、実費支給とするなど、引き続き環境整備に向けた検討を進める。

(イ) また、継続検討とした1項目は次のとおりです。

<項目>

- ・ 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する。

<進捗等>

- ・ 懇話会でいただいた御意見においても、同項目については、具体化に当たっての実施イメージの明確化が必要との認識であり、対象や範囲について引き続き検討を行ってまいります。

6 次期推進方針の策定について（案）

(1) 次期推進方針の策定

手話言語条例第8条において、推進方針については、懇話会の意見を聴くこととされています。懇話会での議論を基に策定した現推進方針において、令和2年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、懇話会において改めて議論することとされています。

これを受け、懇話会で議論のうえ、令和2年度からを取組期間とする新たな推進方針を定めます。

(2) 策定に当たっての考え方

施策の推進方針は、手話言語条例第7条第2項に掲げる事項について定める

ものとされています（項目は、上記2を参照）。

これらの項目をより具体的な取組として規定する方法については、今後の懇話会における検証のしやすさの確保等の観点から、現推進方針の規定の形式を踏襲することが適当であると考えており、次期推進方針においても、取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容を定めることとします。

具体的な内容を定めるに当たっては、現推進方針に掲げた具体的項目の取組状況や、これまでの懇話会における御意見を踏まえ、次のような考え方で具体的な取組内容を策定することとします。

ア 現推進方針に基づく取組の継続

(ア) 現推進方針において実施することを定めた28項目の取扱い

28項目中、27項目については、現取組期間中に実現を図りました。これらは現推進方針の取組期間の前から実施しているものを含め、毎年度、地道に取組を続けていくことが必要なものがほとんどです。このため、令和2年度以降もおおむね取組を継続することを基本とし、同27項目中23項目については継続実施し、3項目については内容を充実、残り1項目については、初めて手話を学ぶ方向への学習番組として放映した「しゅわしゅわ京都」ですが、この3年間の放送により市民の皆様が気軽に手話に触れる端緒としての役割を果たしたことから終了し、次期推進方針においては、さらに手話の活用が促進されるような取組（上記5（2）イ（ア）b）へ転換します。

また、継続検討とした1項目についても、引き続き取組項目として位置付け検討を行います。

(イ) 現推進方針において検討することを定めた5項目の取扱い

5項目中、4項目については、今回の懇話会での御意見を上記5（2）イに記載した＜一定の方向性＞に反映させ、次期推進方針において具体的取組に掲げます（うち2項目については内容充実するものです。）。

また、継続検討とした1項目についても引き続き取組項目として位置付け検討を行います。

(ウ) 現推進方針に基づく取組の次期推進方針における取扱い（まとめ）

項目の区分	項目数	取組状況	次期推進方針での取扱い
実施することを定めたもの	28項目	・実施 27項目	継続実施 23項目 内容充実 3項目※ (終了 1項目)
		・継続検討 1項目	継続検討 1項目
検討することを定めたもの	5項目	・一定の方向性のあるもの 4項目	方向性を規定 2項目 〃 (内容充実) 2項目※
		・継続検討 1項目	継続検討 1項目
			新規実施 3項目※
計		33項目	35項目

新たな取組に転換

※ 新規実施・充実する項目の具体的な内容は次項（イ）に記載しています。

イ 新規実施・充実に取り組む施策

新規実施及び充実に取り組む施策については、これまでの懇話会での意見を踏まえ、新規に3項目を規定します。また、上記アで記載した現推進方針に基づく取組から内容を充実するものとして5項目を規定します。

(ア) 新規実施

次の3つの取組を新たに行います。

- a 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話により情報を取得する機会の拡大に関すること」
 - ① 手話による情報取得等に関する支援の促進の具体的内容として、「救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。」
 - ② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大の具体的内容として、「避難所などにおいて、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。」
- b 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること」
 - ③ 当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供の具体的内容として、「難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう，障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して，聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。」

(イ) 充実

次の5つの取組の内容を充実します。

- a 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること」
 - ① 市民等が手話を学習する機会の提供の具体的内容として規定する「すべての市職員が手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。」との取組について、手話により、聴覚障害者との一定のコミュニケーションが可能な職員を養成するため、現在実施している手話講座の内容の充実を図る。

- b 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話により情報を取得する機会の拡大に関すること」
 - ② 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大の具体的内容として規定する「観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進める。」との取組について、「しゅわしゅわ京都」の放送によって市民の皆様が気軽に手話に触れる端緒を提供したことを踏まえた次の段階の取組として、手話の活用の促進に向け市民生活と密着した業務の企業・団体等を対象とする研修会を実施し、内容の充実を図る。
 - ③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大の具体的内容として規定する「公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う」との取組について、現推進方針の取組期間中に協議を進める中で新たに構築した消防局等の関係機関や民間事業者等との連携を活かし、手話通訳の配置促進に係る情報に加え、遠隔手話サービスや電話リレーサービス等の新たな技術を活用した手話による情報取得手段の情報なども、情報提供を行うなど、内容を充実する。

- c 手話言語条例第7条第2項に規定する項目「手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。」
 - ④ 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実の具体的内容として規定する「手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める」との取組について、これまでの市民しんぶん等での各講座の開始前の個別の周知に加えて、年度当初に年間の各実施講座を分かりやすくまとめホームページ等で周知する。また、こうした情報を、マス

コミにも提供してほしいと当事者団体の皆様などから御提案いただいていることを踏まえ、京都市の広報発表などを活用して新聞社等への周知を図るなど、内容を充実する。

- ⑤ 手話通訳者が活動しやすい環境の整備の具体的内容として規定する「手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める」について、手話通訳派遣を実施する社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会とも協議し、現在、報酬に含んでいる交通費について、別途、実費支給とするなど、引き続き環境整備に向けた検討を進める。

(3) 次期推進方針の取組期間

現推進方針は、手話言語条例制定後初めてのものであり、懇話会での議論を踏まえ、多数の新規、充実取組項目を掲げたものであることなどから、早期に検証と見直しを行うことができるよう取組期間は3年間としました。

一方で、次期推進方針では、現推進方針において掲げた取組の多くを継続し、これらの取組の定着・充実を図ってまいりたいと考えており、次期推進方針については、令和2年度から令和6年度までの5年間を取組期間とし、着実に取組を進めていきます。

7 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月28日	第2回懇話会開催 今回の懇話会でいただいた御意見等を踏まえて、次期推進方針（案）を提示します。
3月	次期推進方針の策定